答弁第二五〇号平成三十年五月十一日受領

内閣衆質一九六第二五〇号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員初鹿明博君提出海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 麻しんについては、 感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十一条第一項の規定に基づき作成した麻しんに関する特定

(平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号) を公表して、その予防に積極的に取り組んで

感染症予防指針

いるところである。 当該指針においては、 例えば「これまで、未接種の者や一回しか接種していない者に対

「予防接種を受けるよう働きかけることが必要である」と示しており、 厚生労働省及び地方公共団体に

おいて、 「未接種の者や一回しか接種していない者」等に対して麻しんの予防接種を受けることを推奨して

いるところである。

また、 政府においては、 必要に応じ、 空港管理者等の関係者と連携し、 空港に勤務する者に対して麻しん

の対応策等に関する情報の周知を図る等の取組を行うとともに、 医療機関内での麻しんの感染防止を図る

ため、 「医療機関での麻疹対応ガイドライン (第六版:暫定改訂版) 」 (平成二十八年五月二十六日国立感

染症研究所感染症疫学センター)を作成し、都道府県等を通じて周知する等の取組を行っているところであ